

令和5年6月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和5年度6月補正予算等関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和5年6月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第2号	令和5年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	3	
	2 給与費明細書	財政課	9	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		12
		総務課		13
		財政課		14
		税務課		15
		デジタル・行財政改革局 デジタル改革推進課		16
	人権局 人権・同和対策課		20	
4 歳入歳出事項別明細書		23		
5 節の明細		28		
6 債務負担行為に関する調書	税務課	29		

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	税務課	30
第18号	財産を無償で貸し付けること(元)皆生温泉公園)についての議決の一部変更について	デジタル・行財政改革局 行財政改革推進課	32
第25号	鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例	人事企画課	33

議案第2号

令和5年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	356,877	304,394	661,271
9 国庫支出金	53,959,565	10,536,435	64,496,000
11 寄附金	599,122	8,300	607,422
12 繰入金	10,438,269	10,046,408	20,484,677
13 繰越金	100,000	1,900,000	2,000,000
14 諸収入	7,607,151	18,417	7,625,568
15 県債	19,527,000	9,038,000	28,565,000
歳入合計	338,134,596	31,851,954	369,986,550

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	894,207	9,683	903,890				9,683
2 総務費	30,478,958	1,104,987	31,583,945	388,170	37,000	52,500	627,317
3 民生費	52,371,086	835,056	53,206,142	241,121	11,000	145,634	437,301
4 衛生費	24,456,213	228,239	24,684,452	111,626	10,000	64,701	41,912
5 労働費	2,354,090	31,218	2,385,308	10,771			20,447
6 農林水産業費	20,772,007	4,121,031	24,893,038	1,915,722	937,000	406,229	862,080
7 商工費	15,218,702	6,442,247	21,660,949	126,169		4,625,064	1,691,014
8 土木費	32,662,311	16,472,538	49,134,849	6,194,593	7,234,000	83,291	2,960,654
10 教育費	60,762,181	1,206,955	61,969,136	681,163	276,000	100	249,692
11 災害復旧費	3,218,091	1,400,000	4,618,091	867,100	533,000		△ 100
12 公債費	50,814,998		50,814,998			5,000,000	△ 5,000,000
歳出合計	338,134,596	31,851,954	369,986,550	10,536,435	9,038,000	10,377,519	1,900,000

歳 入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 農林水産業費分担金	23,760	39,943	63,703	1 農地費分担金	39,943	土地改良費分担金 36,563 農地防災事業費分担金 3,380
計	23,760	39,943	63,703			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
4 農林水産業費負担金	152,722	181,160	333,882	1 農地費負担金	141,553	土地改良費負担金 67,413 農地防災事業費負担金 74,140
				2 林業費負担金	38,115	林道費負担金
				3 水産業費負担金	1,492	漁港建設費負担金
5 土木費負担金	159,785	83,291	243,076	3 河川海岸費負担金	34,916	河川総務費負担金 1,920 砂防費負担金 32,996
				4 都市計画費負担金	48,375	街路事業費負担金
計	333,117	264,451	597,568			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 衛生費国庫負担金	1,535,668	1,835	1,537,503	1 公衆衛生費負担金	1,835	母子衛生費負担金
5 災害復旧費国庫負担金	1,080,760	867,100	1,947,860	2 土木施設災害復旧費負担金	867,100	建設災害復旧費負担金
計	14,883,924	868,935	15,752,859			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 総務費国庫補助金	2,317,595	388,170	2,705,765	1 総務管理費補助金	305,000	私立学校振興費補助金 5,000 一般管理費補助金 300,000
				2 企画費補助金	61,000	計画調査費補助金 2,750 交通対策費補助金 58,250
				3 市町村振興費補助金	22,170	自治振興費補助金
3 民生費国庫補助金	2,409,549	241,121	2,650,670	1 社会福祉費補助金	199,190	社会福祉総務費補助金 144,500 老人福祉費補助金 2,740 消費者支援対策費補助金 3,300 障がい者自立支援事業費補助金 48,650
				2 児童福祉費補助金	37,813	児童福祉総務費補助金
				3 生活保護費補助金	4,118	生活保護総務費補助金
4 衛生費国庫補助金	10,517,117	109,791	10,626,908	1 公衆衛生費補助金	30,360	予防費補助金 7,793 精神衛生費補助金 13,418 母子衛生費補助金 8,261 健康県づくり推進費補助金 888

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
				2 環境衛生費補助金	78,287	環境衛生連絡調整費補助金 25,361 環境保全費補助金 52,926
				4 医薬費補助金	1,144	医務費補助金
5 労働費国庫補助金	623,159	10,771	633,930	1 労政費補助金	10,113	労政総務費補助金
				2 職業訓練費補助金	658	職業訓練総務費補助金
6 農林水産業費国庫補助金	6,449,825	1,915,722	8,365,547	1 農業費補助金	122,859	農業総務費補助金 110,000 農作物対策費補助金 12,859
				2 畜産業費補助金	304,437	畜産振興費補助金
				3 農地費補助金	777,036	農地総務費補助金 15,000 土地改良費補助金 392,719 農地防災事業費補助金 369,317
				4 林業費補助金	694,437	林業振興費補助金 2,200 森林病害虫防除費補助金 24,370 造林費補助金 227,249 林道費補助金 158,973 治山費補助金 281,645
				5 水産業費補助金	16,953	水産業振興費補助金 7,003 漁港建設費補助金 9,950
7 商工費国庫補助金	2,563,611	126,169	2,689,780	1 商業費補助金	6,169	金融対策費補助金
				3 観光費補助金	120,000	観光費補助金
8 土木費国庫補助金	8,348,024	6,194,593	14,542,617	1 土木管理費補助金	83,594	土木総務費補助金 80,476 建築指導費補助金 3,118
				2 道路橋りょう費補助金	4,237,036	道路橋りょう維持費補助金 1,870,513 道路橋りょう新設改良費補助金 2,366,523
				3 河川海岸費補助金	1,053,635	河川総務費補助金 42,500 河川改良費補助金 378,768 砂防費補助金 600,867 海岸保全費補助金 31,500
				4 港湾費補助金	419,461	港湾建設費補助金 350,961 空港費補助金 68,500
				5 都市計画費補助金	311,773	街路事業費補助金 399,173 公園費補助金 △ 87,400
				6 住宅費補助金	89,094	住宅管理費補助金 2,257 住宅建設費補助金 86,837
10 教育費国庫補助金	974,040	681,163	1,655,203	1 教育総務費補助金	302,900	事務局費補助金 289,820 教育連絡調整費補助金 7,008 教育センター費補助金 6,072

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
				6 社会教育費補助金	378,263	博物館費補助金 375,843 図書館費補助金 2,420
計	38,251,992	9,667,500	47,919,492			

11款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
1 総務費寄附金	50,165	8,000	58,165	1 企画費寄附金	6,000	計画調査費寄附金
				2 市町村振興費寄附金	2,000	自治振興費寄附金
4 商工費寄附金	6,000	300	6,300	3 観光費寄附金	300	観光費寄附金
計	599,122	8,300	607,422			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
1 地域環境保全基金繰入金	45,384	20,851	66,235	1 地域環境保全基金繰入金	20,851	環境保全費充当
2 中山間ふるさと農山村活性化基金繰入金	11,992	8,000	19,992	1 中山間ふるさと農山村活性化基金繰入金	8,000	農地総務費充当
7 安心こども基金繰入金	37,167	6,320	43,487	1 安心こども基金繰入金	6,320	児童福祉総務費充当
10 地域医療介護総合確保基金繰入金	2,310,364	165,003	2,475,367	1 地域医療介護総合確保基金繰入金	165,003	社会福祉総務費充当 1,000 老人福祉費充当 137,403 医務費充当 26,600
11 和牛振興戦略基金繰入金	124,119	88,180	212,299	1 和牛振興戦略基金繰入金	88,180	畜産振興費充当
14 森林整備促進基金繰入金	73,533	42,226	115,759	1 森林整備促進基金繰入金	42,226	林業振興費充当 3,000 造林費充当 4,226 防災総務費充当 35,000
15 新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金繰入金	5,828,063	4,624,764	10,452,827	1 新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金繰入金	4,624,764	工鉱業総務費充当
17 鳥取県ねんりんピック基金繰入金	175,554	9,500	185,054	1 鳥取県ねんりんピック基金繰入金	9,500	スポーツ振興費充当
18 豊かな森づくり協働基金繰入金	172,497	2,266	174,763	1 豊かな森づくり協働基金繰入金	2,266	造林費充当
19 減債基金繰入金	0	5,000,000	5,000,000	1 減債基金繰入金	5,000,000	公債管理特別会計繰出金充当
20 森林環境保全基金繰入金	0	79,298	79,298	1 森林環境保全基金繰入金	79,298	造林費充当
計	10,028,003	10,046,408	20,074,411			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
1 繰越金	100,000	1,900,000	2,000,000	1 前年度繰越金	1,900,000	
計	100,000	1,900,000	2,000,000			

14款 諸 収 入

5項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
6 市町村受託事業収入	322,301	17,250	339,551	1 市町村受託事業収入	17,250	
計	1,365,414	17,250	1,382,664			

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
7 雑 入	3,160,897	1,167	3,162,064	1 雑 入	1,167	
計	3,519,425	1,167	3,520,592			

15款 県 債

1項 県 債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
1 総 務 債	2,267,000	37,000	2,304,000	3 防 災 債	37,000	防災総務費充当
2 民 生 債	276,000	11,000	287,000	2 児 童 福 祉 債	11,000	児童福祉総務費充当
3 衛 生 債	731,000	10,000	741,000	1 環 境 衛 生 債	10,000	環境保全費充当
5 農 林 水 産 業 債	1,483,000	937,000	2,420,000	2 農 地 債	374,000	土地改良費充当 168,000 農地防災事業費充当 206,000
				3 林 業 債	551,000	林業振興費充当 15,000 造林費充当 164,000 林道費充当 96,000 治山費充当 276,000
				4 水 産 業 債	12,000	漁港建設費充当 7,000 栽培漁業センター費充当 5,000
7 普 通 土 木 債	8,065,000	6,080,000	14,145,000	1 道 路 橋 り よ う 債	2,784,000	道路橋りょう維持費充当 1,292,000 道路橋りょう新設改良費充当 1,492,000
				2 河 川 海 岸 債	2,361,000	河川総務費充当 723,000 河川改良費充当 591,000 砂防費充当 907,000 海岸保全費充当 140,000
				3 港 湾 債	598,000	港湾管理費充当 9,000 港湾建設費充当 528,000 空港費充当 61,000
				4 都 市 計 画 債	337,000	街路事業費充当 230,000 公園費充当 107,000
9 教 育 債	1,253,000	276,000	1,529,000	1 教 育 総 務 債	261,000	教育財産管理費充当 10,000 教育センター費充当 251,000
				2 社 会 教 育 債	15,000	図書館費充当
10 災 害 復 旧 債	1,035,000	433,000	1,468,000	1 災 害 復 旧 債	433,000	建設災害復旧費充当
11 直 轄 事 業 債	2,149,000	1,154,000	3,303,000	1 直 轄 道 路 事 業 債	1,096,000	直轄道路事業費充当

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
				2 直轄河川海岸事業債	58,000	直轄河川事業費充当 7,000 直轄砂防事業費充当 51,000
12 直轄災害復旧債	100,000	100,000	200,000	1 直轄災害復旧債	100,000	直轄災害復旧費充当
計	19,527,000	9,038,000	28,565,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	給 与 費			合計 (千円)	備 考
				期末手当 年間支給率 (千円) (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)		
補正後	長等	3	32,868	11,280 2.84		40	51,787	
	議員	35	330,782	113,538 2.84			444,320	
	その他の特別職	4,818	511,595	2,278 2.84		20	523,312	
	計	4,856	842,377	127,096		60	1,019,419	
補正前	長等	3	32,868	11,280 2.84		40	51,787	
	議員	35	330,782	113,538 2.84			444,320	
	その他の特別職	4,746	509,871	2,278 2.84		20	521,588	
	計	4,784	840,653	127,096		60	1,017,695	
比較	長等							
	議員							
	その他の特別職	72	1,724				1,724	
	計	72	1,724				1,724	

給 与 費 明 細 書

2 一般職 (1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費			合計	備考						
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	(千円)	(千円)								
補正後	[216] (2,443) 10,531	3,985,185	43,040,760	27,108,719	74,134,664			14,678,831	88,813,495									
補正前	[216] (2,439) 10,531	3,979,494	43,040,760	27,107,736	74,127,990			14,677,734	88,805,724									
比較	(4)	5,691		983	6,674			1,097	7,771									
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	特勤手当 (千円)	特勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	
	補正後	1,153,591	63,529	63,529	1,963,371	9,982,035	6,440,540	864,753	654,713	130,089	437,650	707,457	307,486	195,204				
	補正前	1,153,591	63,529	63,529	1,963,371	9,981,052	6,440,540	864,753	654,713	130,089	437,650	707,457	307,486	195,204				
	比較				983													
	区分	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)										
	補正後	98,193	8,476	261	778	360,650	55,369	3,668,096										
	補正前	98,193	8,476	261	778	360,650	55,369	3,668,096										
比較																		

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数
 ※職員数欄[]書は、予定数外で外数

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費										合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)			給 与 費 計 (千円)				共済費 (千円)			
補正後	[216] (0) 10,531	43,040,760	26,460,790	69,501,550	13,960,228	83,461,778							
補正前	[216] (0) 10,531	43,040,760	26,460,790	69,501,550	13,960,228	83,461,778							
比較													
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特別勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	
	補正後	1,153,591	63,529	1,963,371	9,334,106	6,440,540	864,753	654,713	130,089	437,650	707,457	307,486	
	補正前	1,153,591	63,529	1,963,371	9,334,106	6,440,540	864,753	654,713	130,089	437,650	707,457	307,486	
	比較												
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)			
補正後	16,478	195,204	98,193	8,476	261	778	360,650	55,369	3,668,096				
補正前	16,478	195,204	98,193	8,476	261	778	360,650	55,369	3,668,096				
比較													

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数

※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	期末手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	2,443	3,985,185	647,929	4,633,114	718,603	5,351,717	
補正前	2,439	3,979,494	646,946	4,626,440	717,506	5,343,946	
比較	4	5,691	983	6,674	1,097	7,771	

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
総務課	3,021,940	△ 18,951	3,002,989	130,293		△ 49	△ 149,195	
財政課	51,328,787	300,000	51,628,787	300,000		5,000,000	△ 5,000,000	
税務課	29,019,702	△ 538,742	28,480,960			△ 4,444	△ 534,298	
デジタル・行財政改革局 デジタル改革推進課	1,784,099	△ 96,016	1,688,083			△ 13,992	△ 82,024	
人権局 人権・同和対策課	378,358	△ 63,661	314,697	△ 571		△ 12	△ 63,078	
合計	87,879,224	△ 417,370	87,461,854	429,722		4,981,503	△ 5,828,595	
<p><説明></p> <p>【総務課】 ・組織改正に伴う職員人件費(△18,951千円)</p> <p>【財政課】 ・(新)危機突破緊急対策費(300,000千円)</p> <p>【税務課】 ・組織改正に伴う職員人件費(△628,942千円) ・税務システム運用事業(90,200千円)</p> <p>【デジタル改革推進課】 ・組織改正に伴う職員人件費(△126,054千円) ・(新)データサイエンスセンター設置準備事業(14,263千円) ・(新)次世代県営公衆Wi-Fi導入検討事業(804千円) ・鳥取情報ハイウェイ管理運営事業(13,756千円) ・デジタルメディアリテラシー向上事業(1,215千円)</p> <p>【人権・同和対策課】 ・組織改正に伴う職員人件費(△65,974千円) ・(新)鳥取型多様な性を認め合う社会づくり研究事業(500千円) ・(新)相談支援スーパーバイズ事業(668千円) ・(新)鳥取県立人権ひろば21基金造成補助事業(1,145千円)</p>								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

総務課（内線：7846）、税務課（内線：7050）

デジタル改革推進課（内線：7642）人権・同和対策課（内線：7603）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	3,493,868	△839,921	2,653,947	129,722		〈受託事業収入〉 △16,927 〈手数料〉 △1,229 〈雑入〉 △341	△951,146	

事業内容の説明

7月組織改正に伴う職員人件費の補正である。

区分			職員数			現計予算額	補正予算額	計	
款名	項名	目名		現行	補正				計
02 総務費	01 総務 管理費	01 一般 管理費 (総務課)	一般職員	250人	△24人	226人	2,672,898	△189,579	2,483,319
			会計年度 任用職員	98人 ※	△7人	91人			
	02 企画費	01 企画 総務費 (デジタル 改革推進課)	一般職員	18人	△18人	0人	126,054	△126,054	0
			会計年度 任用職員	0人	0人	0人			
	03 徴税费	01 税務総務費 (税務課)	一般職員	80人	△80人	0人	628,942	△628,942	0
			会計年度 任用職員	23人	△23人	0人			
	07 統計 調査費	01 統計調査 総務費 (総務課)	一般職員	0人	23人	23人	0	170,628	170,628
			会計年度 任用職員	0人	4人	4人			
03 民生費	01 社会 福祉費	01 社会福祉 総務費 (人権・同和 対策課)	一般職員	9人	△9人	0人	65,974	△65,974	0
			会計年度 任用職員	1人	△1人	0人			
計			一般職員	357人	△108人	249人	3,493,868	△839,921	2,653,947
			会計年度 任用職員	122人	△27人	95人			

※障がい者ワークセンター16人を含む

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
1目 一般管理費

財政課（内線：7046）
→事業実施：政策戦略本部財政課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 危機突 破緊急対策費	0	300,000	300,000	300,000				
トータルコスト	0	300,780	300,780	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	対策費の執行に係る事務処理				
事業内容の説明 【「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」充当事業】 1 事業の目的、概要 物価高騰やエネルギー高騰など事業者や県民が直面する危機に対して、実情に応じて実施する事業者支援、生活者支援等について予算枠が不足する際など、緊急的に対応するための枠予算を設定する。 2 事業目標・取組状況・改善点 物価高騰・エネルギー高騰対策等の実施にあたって緊急的に対応が必要な場合に機動的に執行する。								

12款 公債費
1項 公債費
2目 公債管理特別会計繰出金

財政課（内線：7046）
→事業実施：政策戦略本部財政課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公債管理特別 会計繰出金	50,814,040	0	50,814,040			<基金繰入金> 5,000,000	△5,000,000	
トータルコスト	50,814,820	0	50,814,820	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	基金の繰入に係る事務処理				
事業内容の説明 県債の償還に、減債基金を充当することに伴う財源更正である。 (※6月補正予算時の財源として、当初予算での充当を留保していたもの)								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

3 項 徴税費

2 目 賦課徴収費

税務課（内線：7052）
→事業実施：政策戦略本部税務課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
税務システム運用事業	(債務負担行為) 408,690 181,803	(債務負担行為) 106,150 90,200	(債務負担行為) 514,840 272,003				(債務負担行為) 106,150 90,200	
トータルコスト	195,838	90,980	286,818	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.8人	0.1人	1.9人	契約事務及びシステム改修協議				

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

令和5年度税制改正等に伴い必要となる税務電算システムの改修を行う。

2 主な事業内容

	税制改正項目	税制改正等の内容
1	通算子法人の清算結了事業年度における確定申告期限見直し	通算子法人の清算結了となった事業年度において、その清算結了日が事業年度終期と同日である場合、その通算子法人の法人事業税の確定申告書の提出期限を2月後の日に変更する。
2	加算金制度の見直し	・不申告加算金の計算が2段階になることに伴い、必要な改修を行う。 ・不申告加算金や重加算金の10%加重措置が導入されることに伴い、必要な改修を行う。
3	地域未来投資促進税制及びDX投資促進税制の見直し	各制度の見直しに伴う控除項目の追加に対応し、必要な改修を行う。
4	配当割における特別上場株式等追加対応	NISA制度の拡充に伴う金融商品区分及び申告書の追加に対応し、必要な改修を行う。
5	総務省報告様式変更	令和5年度税制改正による総務省報告様式の変更に伴い、必要な改修を行う。

○予算額

令和5年度分 システム改修費 90,200千円

令和6年度分 システム改修費 106,150千円

3 今後のスケジュール

契約締結～令和5年9月	要件定義
令和5年9月～10月	設計
令和5年10月～令和6年3月（5月）	プログラム改修、テスト
令和6年4月（6月）	運用開始

※括弧内は債務負担行為分

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

デジタル改革推進課（内線：8319）
→事業実施：政策戦略本部デジタル基盤整備課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) データサイエンスセンター設置準備事業	0	14,263	14,263				14,263	
トータルコスト	0	17,382	17,382	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.4人	0.4人	事業に伴う会議・イベント開催・システム調達業務等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

蓄積したデータを高度に解析し地域課題の解決に繋げるとともに、県内大学と連携し、高度なデータ解析ができるデジタル人材の育成等を推進するため、産学官共同利用型の「データサイエンスセンター（仮称）」の設置に向けた検討を行う。

まずは、喫緊の地域課題である「地域交通」をテーマに高度なデータ解析を行い、実態の見える化や課題解決のための施策検討に活用する。

また、庁内におけるEBPM推進のため、県が蓄積したデータを県職員自ら簡易分析できるデータ分析ツールを導入する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額（千円）
1 データサイエンスセンター設置準備事業	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県ビッグデータ活用検討会議 デジタル技術の恩恵を県民や事業者等が享受できる社会を目指し、鳥取県における暮らしの向上、産業の活性化、地域課題解決に向けたデータ活用の在り方等について、産学官で連携して検討する。 ※ 本検討会議において、趣旨に賛同する県内団体（県、市町村、大学、企業等）の組織や分野の枠を超えたデータ利活用を推進する拠点となる共同利用型の「データサイエンスセンター（仮称）」の設置を検討する。 データ活用による課題解決に向けたワークショップの開催 地域が抱える課題の解決や地域活性化に向けた有効な施策について、県内市町村が連携してアイデア創出するワークショップ（アイデアソン）を開催する。 	3,872
2 地域データ活用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 「地域交通」をテーマにデータ解析を実施 鳥取県東部まちづくり活性化会議で議論されている、まちづくりと連動した公共交通の利用促進に係る有効な施策を検討するため、GPSデータ等をもとに研究者による人の流れの実態調査・解析を行う。 また、上記の取組を他分野に横展開するため、自治体連携による地域DXの推進に向けた検討を行う鳥取県地域DX推進会議（データ活用部会）で共有する。 	7,362
3 庁内データ活用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 職員による政策立案を支援するデータ分析ツールの導入 各所属が保有するデータを様々な角度から分析し、集計値や表、グラフなど分かりやすい形で可視化するデータ分析ツール（BIツール）を導入する。 	3,029
合計		14,263

EBPM : Evidence-Based Policy Making（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の略。
根拠（データ）に基づく政策立案をいう。

GPS : Global Positioning System（グローバル・ポジショニング・システム）の略。
人工衛星を利用して位置を測定する仕組み（システム）。

アイデアソン : 「アイデア」と「マラソン」を掛け合わせた造語。新しいアイデアを生み出すために行われるイベント。

BI ツール : Business Intelligence（ビジネスインテリジェンス）の略。
ビジネスにおけるデータの分析を支援するツール。

3 事業目標・取組状況・改善点

データ利活用の拠点となる共同利用型のデータサイエンスセンター（仮称）の設置を目指す。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費
2 項 企画費
2 目 計画調査費

デジタル改革推進課（内線：7615）
→事業実施：政策戦略本部デジタル基盤整備課
(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)次世代 県営公衆 Wi-Fi導入検討 事業	0	804	804				804	
トータルコスト	0	2,363	2,363	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	学識経験者・事業者からの意見聴取等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和6年度に迎える現行の県営公衆Wi-Fiの機器更新を契機に、次世代県営公衆Wi-Fiの整備に向け、新たな通信認証規格であるOpenRoaming（オープンローミング）の導入も視野に、学識経験者や事業者等から意見聴取や情報収集を行うとともに、次世代県営公衆Wi-Fiの設置箇所等について検討を行う。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額（千円）
次世代県営公衆 Wi-Fi導入検討事業	<p>現行の県営公衆Wi-Fiは、観光地等を移動する都度、認証行為が必要であるなどの課題があるため、国内外の観光客が設定不要で利用でき、より安全で高速な「次世代県営公衆Wi-Fi」の導入に向けた検討を行う。</p> <p>(参考) 現行の県営公衆Wi-Fiは観光地を中心に73箇所設置</p>	804

※OpenRoaming（オープンローミング）とは

公衆Wi-Fiサービス関連事業者の業界団体であるWireless Broadband Alliance（WBA）が開発した、Wi-Fiの国際的な相互接続認証基盤のことをいう。

3 事業目標・取組状況・改善点

インバウンド観光客等への利便性の高い県営公衆Wi-Fiを提供する。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

2 目 計画調査費

デジタル改革推進課（内線：7849）
→事業実施：政策戦略本部デジタル基盤整備課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取情報ハイウェイ管理運営事業	162,854	13,756	176,610				13,756	
トータルコスト	173,770	14,536	188,306	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	1.4人	0.1人	1.5人	事業に伴う設計・発注・監理等				
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的、概要</p> <p>県内の情報通信の基幹回線である鳥取情報ハイウェイの管理運営を行い、通信を円滑に提供する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>国土交通省鳥取河川国道事務所が実施する鳥取大橋西詰交差点改良事業（鳥取市商栄町地内）により、鳥取情報ハイウェイの光ファイバケーブル敷設で活用（占有）している国管理の情報ボックス及び管路が現設置場所より車道側に移設されることとなったため、新設される管路に同ハイウェイの光ファイバケーブルを移設する。 ※鳥取河川国道事務所から令和6年3月末までの移設を求められている。 なお、占有物件（光ファイバケーブル）移設に係る費用は、占有者（県）負担となる。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>速やかに光ファイバケーブルの移設を行う。</p>								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費
2 項 企画費
2 目 計画調査費

デジタル改革推進課（内線：8319）
→事業実施：政策戦略本部デジタル改革課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
デジタルメディアリテラシー向上事業	1,695	1,215	2,910				1,215	
トータルコスト	2,475	1,995	4,470	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	Web広告・研修会の実施				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

近年、インターネットに手軽にアクセスできるスマートフォンやタブレット端末、SNS等のコミュニケーションツールを含めたデジタルツールの利用者が急激に増加しており、誰でも簡単に不特定多数に情報を発信したり、発信された情報入手することが可能な便利な時代となったが、一方でフェイクニュースやモラルに反した情報、誹謗中傷や差別的な投稿がインターネットにあふれ、大きな社会問題にもなっている。

県民が誤った情報に惑わされたり、心無い誹謗中傷や差別的な投稿を行うことがないように、デジタルメディア情報を正しく見極め、正しく行動する能力、「デジタルメディアリテラシー」を高めていくための普及啓発を強化する。

※リテラシー：知識・教養・能力を適正に使い、得られる情報を有効に活用する能力

2 主な事業内容

区分	内容	予算額（千円）
コンテンツの拡充	● 普及啓発サイト「デジタルメディアリテラシーの夜明け」のページ拡充を行う。	220
広告機会の強化	● SNS等でWeb広告を増やし、日常的にデジタルメディアを利用している層に対しての普及啓発を強化する。	495
リテラシー研修の新設	● リテラシー研修を行う講師を養成する。（研修1回） ● 各地域で行われるリテラシー研修の講師用テキストを作成する。	500
合計		1,215

（参考）普及啓発サイト「デジタルメディアリテラシーの夜明け」の内容

県民が誤った情報に惑わされたり、誹謗中傷や差別的投稿の被害者・加害者にならないよう、デジタルメディアを見極める能力を高めていくための普及啓発サイト（令和5年2月公開）

※同じ内容のパンフレットを関係団体等に配布

<特徴>

- （1）クイズ形式によるセルフチェック
- （2）マンガによるトラブル事例の解説
- （3）デジタルメディアリテラシーの考え方の解説や標語等の紹介

<監修>

今度珠美氏（元県人権尊重の社会づくり協議会委員）

3 事業目標・取組状況・改善点

普及啓発サイト「デジタルメディアリテラシーの夜明け」の拡充や広告機会の強化、地域で行う研修の講師養成研修を実施することにより、県民のデジタルメディアリテラシーの理解を深めるとともに、さらなる普及拡大を図る。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 目 社会福祉総務費

人権・同和対策課（内線：7121）

→事業実施：地域社会振興部人権・同和対策課

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）鳥取型多様な性を認め合う社会づくり研究事業	0	500	500				500	
トータルコスト	0	2,059	2,059	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	研究会の開催				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本県では、同性パートナーの県営住宅入居等の行政サービスについて、「パートナーシップ制度があっても宣誓という言葉に抵抗がある」、「窓口で対面での手続きが利用しづらい」といった当事者の声を踏まえ、パートナーシップ制度という形によることなく、事実婚と同様にサービスを提供する鳥取県独自の対応を行っているところであるが、これまでの取扱いを踏まえつつ、当事者それぞれの状況に寄り添い、より暮らしやすい社会にするための施策のあり方について研究を行う。

2 主な事業内容

他の自治体とは異なる本県独自の対応を踏まえた上で、更なる向上を目指して、当事者や有識者の意見を伺う研究会を開催する。

- （1）主催：県
- （2）構成：当事者、有識者、自治体等8名程度
- （3）予算額：500千円（研究会委員謝金・旅費等）

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ 県営住宅の入居や県立病院での家族面会・医療同意、県職員の福利厚生について、パートナーシップ制度という形によることなく、事実婚と同様にサービスを提供する鳥取県独自の対応を行っており、評価をいただいている。
- ・ 令和4年2月に策定した鳥取県人権施策基本方針の分野別施策の推進に性的マイノリティの人権を掲げ、シンポジウムの開催や専門相談員によるLGBTQ寄添い相談電話の開設など、教育・啓発の推進、相談体制の充実を図っている。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 目 社会福祉総務費

人権・同和对策課（内線：7583）

→事業実施：地域社会振興部人権・同和对策課

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 相談支援スーパーバイズ事業	0	668	668				668	
トータルコスト	0	3,007	3,007	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	連絡調整会議の開催、研修の実施、専門相談員派遣の調整など				
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>人権相談の総合的窓口となっている人権局が、他の相談窓口の人権に関する問題への対応支援について、相談者に十分に寄り添うために、相談員の支援スキルのレベル確保や相談機関の連携強化、個別相談の連携支援などのスーパーバイズ機能を果たすよう取り組む。</p>								
2 主な事業内容								
<p>(1) 相談支援機能の連携強化 各相談窓口の一層の連携強化を図るため、人権に関する相談に係る連絡調整会議を開催する。</p> <p>(2) 相談支援スキルのレベル確保 ア 相談員としての基本的対応に関する研修（年2回） イ 専門的かつ総論的な研修（年2回）</p> <p>(3) 個別相談の連携支援 各相談窓口での困難事案を解決に導くために連携支援を行う。 ア 相談者への支援方策等を関係機関と共に検討するケース会議により解決に向けた支援を行う。 イ 人権相談窓口の専門相談員（法律、精神医療、臨床心理、同和問題、子ども、外国人等の有識者）の活用により、困難事案への対応を行う。</p>								
3 事業目標・取組状況・改善点								
各相談窓口との連携を強め、相談員のスキルを高めることで、相談事案をよりよい解決につなげる。								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

人権・同和対策課（内線：7121）

1 項 社会福祉費

→事業実施：地域社会振興部人権・同和対策課

1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県立人権ひろば21基金造成補助事業	0	1,145	1,145				1,145	
トータルコスト	0	1,925	1,925	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	申請書の審査、補助金の支払、精算事務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

指名指定管理施設については、指定管理者の選定に際しての競争原理が公募による選定の場合のように働いていないと考えられることから、指定管理料に余剰額が生じた場合には、その全額を県に返納していただき、県はその返納額を上限として、指定管理者が公益事業への活用を目的として設ける基金の造成経費に対して補助金を交付することとしている。

令和4年度の指定管理料の余剰額については、県に返納された額のうち、指定管理者の経営努力と認められる額（余剰額から外部への再委託による請負差額等を控除した額）を指定管理者に基金造成補助金として交付する。

2 主な事業内容

区分	金額	主な内容
令和4年度指定管理料余剰額 (A)	1,323,104円	(参考) 令和4年度指定管理料 11,108千円
外部への再委託による請負差額等 (B)	178,600円	図書機器リース、駐車場賃借料
基金造成補助額 (A) - (B)	1,144,504円	

○交付先：公益社団法人鳥取県人権文化センター（県立人権ひろば21の指名指定管理者）

○基金を充当する事業

- (1) 人権や啓発手法についての研究や情報収集等を行う調査研究事業
- (2) 人権啓発の推進者及び指導者の養成に関する各種講座及び人権ひろば21において行う人権学習会等の研修事業
- (3) 啓発パネル、啓発冊子作成及び人権ひろば21人権ライブラリーの運営等の啓発・情報提供事業

3 事業目標・取組状況・改善点

基金造成以降、研修事業や啓発・情報提供事業等に本基金を充てており、これにより、県民の人権意識の向上及び指定管理施設利用者へのサービスの向上や、機能の充実につなげている。

令和5年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	660,086	28	660,114	237,751	△ 57,224	180,527	188,693	△ 15,280	173,413	
2 給 料	3,086,167	41,569	3,127,736	1,344,970	△ 374,121	970,849	974,628	△ 90,696	883,932	
3 職員手当等	3,484,185	21,065	3,505,250	2,523,335	△ 199,522	2,323,813	2,327,193	△ 48,578	2,278,615	
4 共 済 費	1,183,094	14,399	1,197,493	509,014	△ 141,208	367,806	370,828	△ 34,521	336,307	
5 災 害 補 償 費	300		300	300		300	300		300	
6 恩給及び退職年金	5,424		5,424	5,424		5,424	5,424		5,424	
7 報 償 費	314,715	8,862	323,577	268,743	1,080	269,823	150,036		150,036	
8 旅 費	241,074	6,019	247,093	101,179	1,930	103,109	93,008	△ 504	92,504	
費用弁償	39,799		39,799	9,697	△ 1,872	7,825	7,884	△ 504	7,380	
普通旅費	149,391		149,391	88,084		88,084	82,584		82,584	
特別旅費	51,884	6,019	57,903	3,398	3,802	7,200	2,540		2,540	
9 交 際 費	2,860		2,860	1,100		1,100	1,100		1,100	
10 需 用 費	640,884	6,190	647,074	292,062	20	292,082	264,657		264,657	
11 役 務 費	521,176	3,947	525,123	207,486		207,486	105,786		105,786	
12 委 託 料	6,416,040	313,665	6,729,705	1,659,161	113,223	1,772,384	862,147		862,147	
13 使用料及び賃借料	1,207,472	2,113	1,209,585	1,016,302	2,113	1,018,415	138,209		138,209	
14 工 事 請 負 費	2,340,164	30,000	2,370,164	218,236		218,236	218,236		218,236	
15 原 材 料 費	858		858							
16 公有財産購入費	3,554		3,554							
17 備 品 購 入 費	127,886		127,886	6,613		6,613	5,577		5,577	
18 負担金、補助及び交付金	9,786,383	657,130	10,443,513	1,218,496	300,000	1,518,496	163,035	300,000	463,035	
19 扶 助 費	300		300							
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金	38,443		38,443	1,800		1,800	1,800		1,800	
22 償還金、利子及び割引料	156,900		156,900	30,000		30,000	30,000		30,000	
23 投資及び出資金										
24 積 立 金	222,794		222,794	62,614		62,614	62,614		62,614	
25 寄 附 金	34,820		34,820							
26 公 課 費	379		379							
27 繰 出 金	3,000		3,000							
予 備 費										
計	30,478,958	1,104,987	31,583,945	9,704,586	△ 353,709	9,350,877	5,963,271	110,421	6,073,692	
財 源 内 訳	国庫支出金	2,536,929	388,170	2,925,099	12,578	430,293	442,871	12,578	300,000	312,578
	地方債	2,267,000	37,000	2,304,000	36,000		36,000	36,000		36,000
	その他	2,731,793	52,500	2,784,293	368,713	△ 18,485	350,228	289,370	△ 88	289,282
	一般財源	22,943,236	627,317	23,570,553	9,287,295	△ 765,517	8,521,778	5,625,323	△ 189,491	5,435,832

令和5年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費			2項 企画費					
	1目 一般管理費						1目 企画総務費		
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	182,848	△ 15,280	167,568	306		306			
2 給料	969,482	△ 90,696	878,786	68,022	△ 68,022		68,022	△ 68,022	
3 職員手当等	1,182,320	△ 48,578	1,133,742	34,470	△ 34,470		34,470	△ 34,470	
4 共済費	369,793	△ 34,521	335,272	23,562	△ 23,562		23,562	△ 23,562	
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	181		181	2,220	1,080	3,300			
8 旅費	58,030	△ 504	57,526	4,582	3,802	8,384			
費用弁償	7,280	△ 504	6,776	20		20			
普通旅費	50,750		50,750	4,000		4,000			
特別旅費				562	3,802	4,364			
9 交際費	1,100		1,100						
10 需用費	128,959		128,959	7,150	20	7,170			
11 役務費	26,107		26,107	76,000		76,000			
12 委託料	37,188		37,188	603,895	23,023	626,918			
13 使用料及び賃借料	26,928		26,928	859,955	2,113	862,068			
14 工事請負費									
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費	4,389		4,389	1,000		1,000			
18 負担金、補助及び交付金	25,000	300,000	325,000	104,086		104,086			
19 扶助費									
20 貸付金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金									
25 寄附金									
26 公課費									
27 繰出金									
予備費									
計	3,012,325	110,421	3,122,746	1,785,248	△ 96,016	1,689,232	126,054	△ 126,054	
財源内訳	国庫支出金		300,000	300,000					
	地方債								
	その他	51,522	△ 88	51,434	71,124	△ 13,992	57,132	13,992	△ 13,992
	一般財源	2,960,803	△ 189,491	2,771,312	1,714,124	△ 82,024	1,632,100	112,062	△ 112,062

令和5年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目		2款 総務費								
		うち総務部								
		3項 徴税費					7項 統計調査費			
		節	補正前	補正額	補正後	1目 税務総務費			補正前	補正額
補正前	補正額					補正後				
1	報 酬	48,752	△ 48,670	82	48,752	△ 48,670	82		6,726	6,726
2	給 料	302,320	△ 302,320		302,320	△ 302,320			86,917	86,917
3	職員手当等	161,672	△ 161,672		161,672	△ 161,672			45,198	45,198
4	共 済 費	114,624	△ 114,624		114,624	△ 114,624			31,499	31,499
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	報 償 費	116,487		116,487	12		12			
8	旅 費	3,589	△ 1,656	1,933	2,207	△ 1,656	551		288	288
	費用弁償	1,793	△ 1,656	137	1,701	△ 1,656	45		288	288
	普通旅費	1,500		1,500	500		500			
	特別旅費	296		296	6		6			
9	交 際 費									
10	需 用 費	20,255		20,255	9,719		9,719			
11	役 務 費	25,700		25,700	1,700		1,700			
12	委 託 料	193,119	90,200	283,319	14,021		14,021			
13	使用料及び賃借料	18,138		18,138	2,850		2,850			
14	工 事 請 負 費									
15	原 材 料 費									
16	公有財産購入費									
17	備 品 購 入 費	36		36	36		36			
18	負担金、補助及び交付金	951,375		951,375	5,749		5,749			
19	扶 助 費									
20	貸 付 金									
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積 立 金									
25	寄 附 金									
26	公 課 費									
27	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	1,956,067	△ 538,742	1,417,325	663,662	△ 628,942	34,720		170,628	170,628
財 源 内 訳	国庫支出金								130,293	130,293
	地方債									
	その他	8,219	△ 4,444	3,775	4,444	△ 4,444			39	39
	一般財源	1,947,848	△ 534,298	1,413,550	659,218	△ 624,498	34,720		40,296	40,296

令和5年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費			3款 民生費								
	うち総務部			補正前	補正額	補正後	うち総務部					
	7項 統計調査費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	1目 統計調査総務費											
	節	補正前	補正額									
1 報酬		6,726	6,726	363,926	4,734	368,660	3,422	△ 2,091	1,331			
2 給料		86,917	86,917	1,643,865	7,558	1,651,423	34,011	△ 34,011				
3 職員手当等		45,198	45,198	986,888	4,702	991,590	17,593	△ 17,593				
4 共済費		31,499	31,499	618,598	3,441	622,039	12,207	△ 12,207				
5 災害補償費												
6 恩給及び退職年金												
7 報償費				907,153	4,391	911,544	5,302	746	6,048			
8 旅費		288	288	55,798	3,170	58,968	5,063	322	5,385			
費用弁償		288	288	15,153	108	15,261	502	△ 72	430			
普通旅費				16,925		16,925	1,329		1,329			
特別旅費				23,720	3,062	26,782	3,232	394	3,626			
9 交際費				200		200						
10 需用費				142,117	1,000	143,117	3,247		3,247			
11 役務費				55,646	1,020	56,666	1,999		1,999			
12 委託料				3,614,057	208,649	3,822,706	34,431		34,431			
13 使用料及び賃借料				82,448	823	83,271	2,383	28	2,411			
14 工事請負費				374,746	59,266	434,012						
15 原材料費												
16 公有財産購入費												
17 備品購入費				39,415		39,415						
18 負担金、補助及び交付金				37,048,450	536,302	37,584,752	257,200	1,145	258,345			
19 扶助費				1,593,795		1,593,795	1,500		1,500			
20 貸付金				16,100		16,100						
21 補償、補填及び賠償金												
22 償還金、利子及び割引料												
23 投資及び出資金												
24 積立金				1,514,897		1,514,897						
25 寄附金				950		950						
26 公課費				47		47						
27 繰出金				3,311,990		3,311,990						
予備費												
計		170,628	170,628	52,371,086	835,056	53,206,142	378,358	△ 63,661	314,697			
財源内訳	国庫支出金		130,293	130,293	5,396,378	241,121	5,637,499	163,609	△ 571	163,038		
	地方債				276,000	11,000	287,000					
	その他		39	39	2,832,380	145,634	2,978,014	12	△ 12			
	一般財源		40,296	40,296	43,866,328	437,301	44,303,629	214,737	△ 63,078	151,659		

令和5年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	3款 民生費						総 務 部 合 計			
	うち総務部									
	1項 社会福祉費						補正前	補正額	補正後	
	節	補正前	補正額	補正後	1目 社会福祉総務費					
補正前					補正額	補正後				
1 報 酬	3,422	△ 2,091	1,331	3,422	△ 2,091	1,331	241,173	△ 59,315	181,858	
2 給 料	34,011	△ 34,011		34,011	△ 34,011		1,378,981	△ 408,132	970,849	
3 職員手当等	17,593	△ 17,593		17,593	△ 17,593		2,540,928	△ 217,115	2,323,813	
4 共 済 費	12,207	△ 12,207		12,207	△ 12,207		521,221	△ 153,415	367,806	
5 災 害 補 償 費							300		300	
6 恩給及び退職年金							5,424		5,424	
7 報 償 費	5,302	746	6,048	5,302	746	6,048	274,045	1,826	275,871	
8 旅 費	5,063	322	5,385	5,063	322	5,385	106,242	2,252	108,494	
費用弁償	502	△ 72	430	502	△ 72	430	10,199	△ 1,944	8,255	
普通旅費	1,329		1,329	1,329		1,329	89,413		89,413	
特別旅費	3,232	394	3,626	3,232	394	3,626	6,630	4,196	10,826	
9 交 際 費							1,100		1,100	
10 需 用 費	3,247		3,247	3,247		3,247	295,309	20	295,329	
11 役 務 費	1,999		1,999	1,999		1,999	209,485		209,485	
12 委 託 料	34,431		34,431	34,431		34,431	1,695,157	113,223	1,808,380	
13 使用料及び賃借料	2,383	28	2,411	2,383	28	2,411	1,018,685	2,141	1,020,826	
14 工 事 請 負 費							218,236		218,236	
15 原 材 料 費										
16 公有財産購入費										
17 備 品 購 入 費							6,613		6,613	
18 負担金、補助及び交付金	257,200	1,145	258,345	257,200	1,145	258,345	17,446,375	301,145	17,747,520	
19 扶 助 費	1,500		1,500	1,500		1,500	1,500		1,500	
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金							1,800		1,800	
22 償還金、利子及び割引料							10,889,996		10,889,996	
23 投資及び出資金										
24 積 立 金							62,614		62,614	
25 寄 附 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金							50,814,040		50,814,040	
予 備 費							150,000		150,000	
計	378,358	△ 63,661	314,697	378,358	△ 63,661	314,697	87,879,224	△ 417,370	87,461,854	
財 源 内 訳	国庫支出金	163,609	△ 571	163,038	163,609	△ 571	163,038	176,187	429,722	605,909
	地方債						36,000		36,000	
	その他	12	△ 12		12	△ 12	924,377	4,981,503	5,905,880	
	一般財源	214,737	△ 63,078	151,659	214,737	△ 63,078	151,659	86,742,660	△ 5,828,595	80,914,065

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
1目 一般管理費	
報 酬	会計年度任用職員 △7人
給 料	一般職員 △24人
負担金、補助及び交付金	危機突破緊急対策補助金 300,000
2項 企画費	
1目 企画総務費	
給 料	一般職員 △16人
	定数外職員 △2人
3項 徴税费	
1目 税務総務費	
報 酬	会計年度任用職員 △23人
給 料	一般職員 △80人
7項 統計調査費	
1目 統計調査総務費	
報 酬	会計年度任用職員 4人
給 料	一般職員 23人
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
報 酬	会計年度任用職員 △1人
給 料	一般職員 △9人
負担金、補助及び交付金	鳥取県立人権ひろば21基金造成事業補助金 1,145

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課 名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
								国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度 税務システム運用事 業	税務課	補 正 前	408,690	0	令和6年度から 令和10年度まで	408,690					408,690	
		補 正	106,150	0	令和6年度	106,150					106,150	令和5年度税制 改正等に伴う税 務電算システム の改修
		補 正 後	514,840	0	令和6年度から 令和10年度まで	514,840					514,840	

<p>条 例 名 等</p>	<p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域における不動産取得税の課税免除の対象を、地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意日から令和7年3月31日（現行 令和5年3月31日）までに対象施設を設置した者とする。</p> <p>3 施行期日等 施行期日は、公布の日とし、改正後の条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。 ※令和5年4月1日に省令が改正されたことに伴い、課税免除を切れ目なく適用するために適用開始日を令和5年4月1日とする。</p>

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(促進区域における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から令和7年3月31日までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。</p>	<p>(促進区域における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から令和5年3月31日までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

条
例
名
等

財産を無償で貸し付けること（（元）皆生温泉公園）についての議決の一部変更について

1 提出理由

皆生プレイパーク運営委員会に対して、同委員会の活動の用に供する土地として、県有地の無償貸付を行っているところであるが、貸付土地の一部に鳥取県西部犬猫センターが整備されるため、貸付面積を縮小するものである。

2 概要

(1) 財産の内容

変更前			変更後		
種類	所在地	数量	種類	所在地	数量
土地	米子市皆生温泉三丁目 1379 番のうち一部 ほか7筆	17,034.29 平方メートル	土地	米子市皆生温泉三丁目 1379 番のうち一部 ほか6筆	15,363.75 平方メートル

(2) 相手方

米子市陽田町23番地6
皆生プレイパーク運営委員会 代表 野嶋 功

(3) 貸付期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 経緯

平成21年4月1日から皆生プレイパーク運営委員会へ同委員会の活動の用に供する土地として無償貸付している。

【位置図】



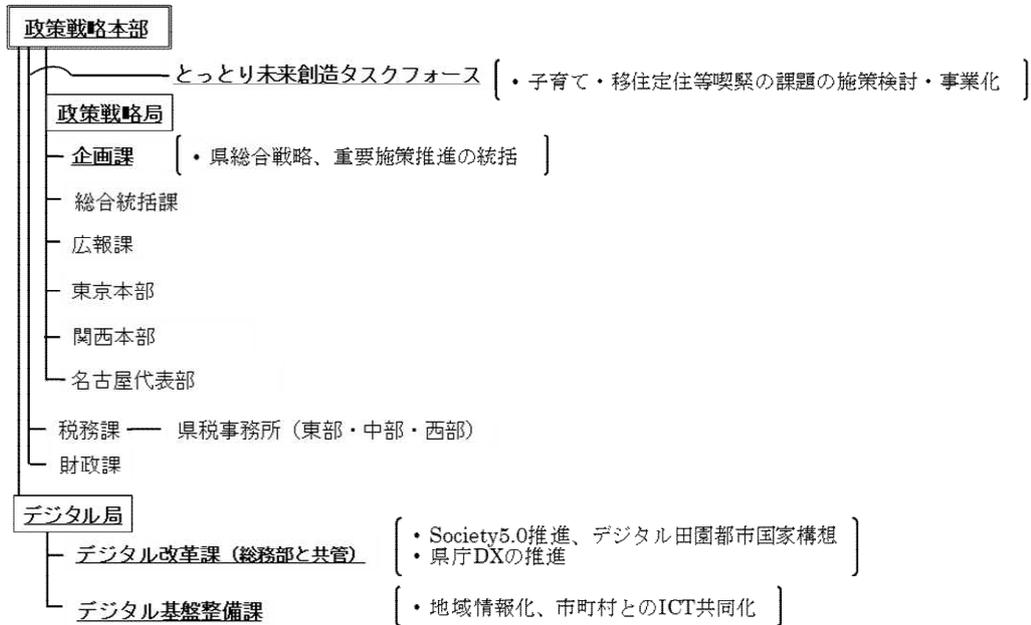
提
出
理
由
及
び
概
要

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地域が直面する経済、生活等における困難を突破し、地域の活力を再生し、「輝くふるさと鳥取」に向けたチャレンジを展開するため、政策戦略本部及び輝く鳥取創造本部を設置し、地域づくり推進部を地域社会振興部に、子育て・人財局を子ども家庭部に改組するとともに関係部局を再編する。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 令和新時代創造本部及び交流人口拡大本部を廃止し、政策戦略本部及び輝く鳥取創造本部を設置する。</p> <p>(2) 政策戦略本部は、次の事務を所掌する。 ア 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項 イ 行政運営の連絡調整に関する事項 ウ 広報に関する事項 エ 税務及び財政に関する事項 オ 議会との調整に関する事項 カ デジタル社会の推進に関する事項（総務部と共管）</p> <p>(3) 輝く鳥取創造本部は、次の事務を所掌する。 ア 人口減少対策に関する事項 イ 中山間地域の振興に関する事項 ウ 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項 エ 交通政策に関する事項 オ 空港の整備及び管理に関する事項 カ 観光の振興に関する事項 キ 国内交流及び国際交流の推進に関する事項</p> <p>(4) 危機管理局を危機管理部に、地域づくり推進部を地域社会振興部に、子育て・人財局を子ども家庭部に、会計管理局を会計管理部に改める。</p> <p>(5) 令和新時代創造本部から総務部に統計に関する事項を移管する。</p> <p>(6) 福祉保健部は、感染症対策に関する事項を所掌する。</p> <p>(7) 子ども家庭部は、障害児福祉に関する事項を所掌する。</p> <p>(8) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(9) 施行期日は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日とする。</p>

3 参 考

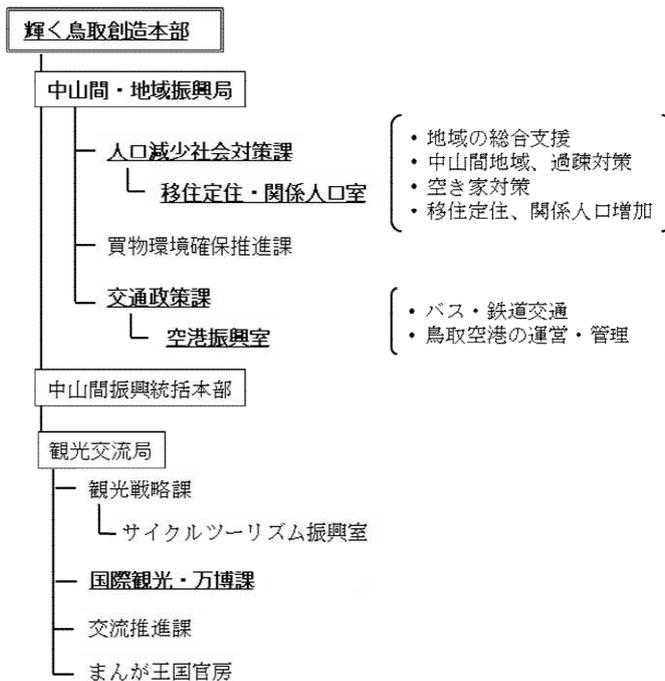
1 政策推進のための新たな体制整備

○県政推進に向けた総合調整を担うエンジン部局として、政策調整機能や情報発信を集約した「政策戦略本部」を設置し、本部内に政策戦略局、デジタル局を配置する。
また、政策戦略の要として、若手職員による「とっとり未来創造タスクフォース」を設置し、喫緊の課題を検討・事業化する。



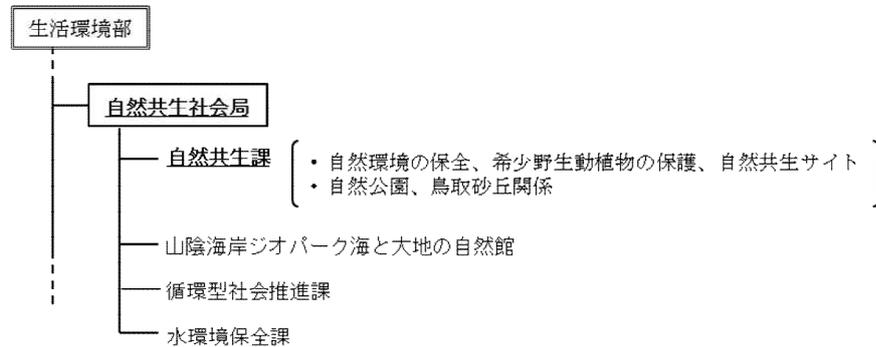
2 「輝くふるさと鳥取」づくりに向けた体制整備

○地域の活力を再生し、輝くふるさとづくりを進めるため、「輝く鳥取創造本部」を設置し、本部内に中山間・地域振興局を置き、買物環境確保等を所掌するほか、観光交流局を置き、インバウンドや万博対応を推進する。



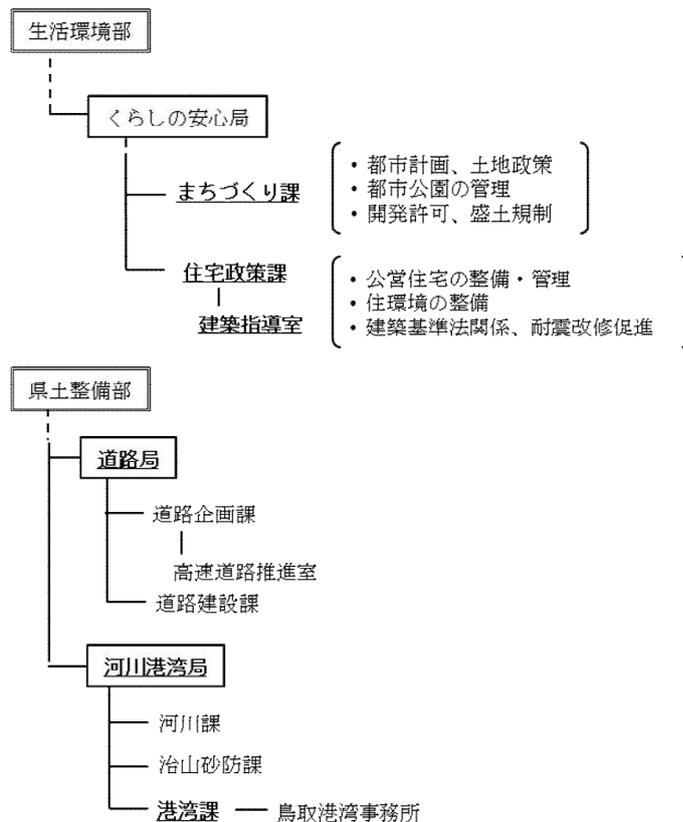
3 自然共生社会の推進に向けた体制整備

○自然共生サイトの設定、世界ジオパーク魅力強化、廃棄物削減の推進など、自然共生社会や環境保全の推進に向けて、生活環境部に「自然共生社会局」を設置する。



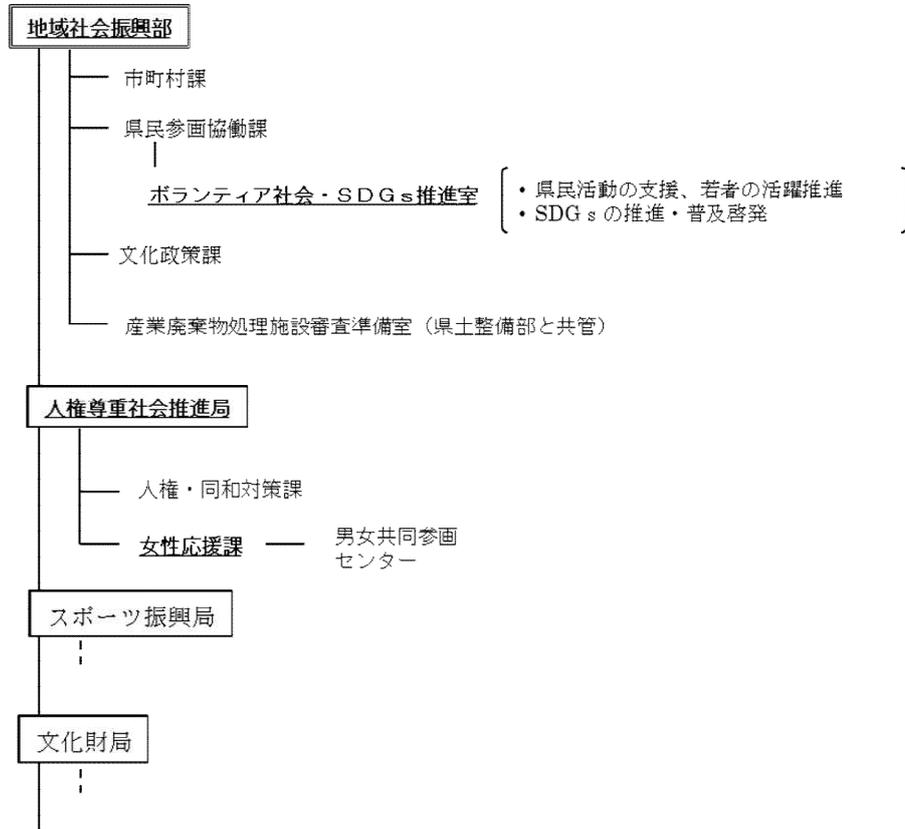
4 土木インフラの整備・維持管理や総合的なまちづくりの体制整備

○土木インフラの整備や適切な維持管理を推進するため、県土整備部に「道路局」及び「河川港湾局」を設置する。また、各部が所管するまちづくり・都市計画機能の整理を行い、生活環境部に「まちづくり課」を設置する。



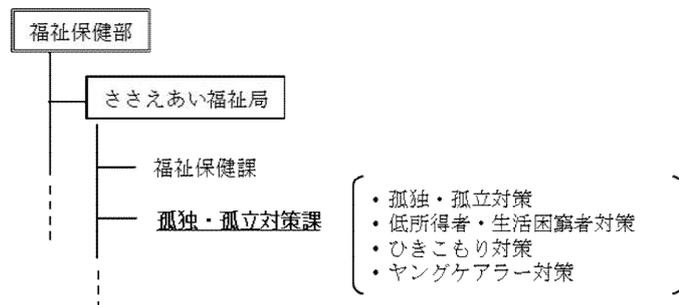
5 地域社会振興の体制整備

○地域づくり推進部を地域社会振興部に改組し、人権・同和対策課及び女性応援課を配置した人権尊重社会推進局を設置し、人権が尊重され、性別の差なく誰もが輝ける社会づくりを推進する。



6 孤独・孤立防止に向けた体制整備

○孤独・孤立対策の一体的な推進に向けて、福祉保健課地域福祉推進室を改組し、生活保護、ひきこもり、ヤングケアラー等の業務を集約して、「孤独・孤立対策課」を設置する。



鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部</u>を置く。</p> <p><u>政策戦略本部</u></p> <p><u>輝く鳥取創造本部</u></p> <p>総務部 <u>危機管理部</u> <u>地域社会振興部</u> 福祉保健部 <u>子ども家庭部</u> 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p><u>(政策戦略本部の所掌事務)</u></p> <p>第3条 <u>政策戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u></p> <p>(2) <u>行政運営の連絡調整に関する事項</u></p> <p>(3) <u>広報に関する事項</u></p> <p>(4) <u>税務及び財政に関する事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局</u>を置く。</p> <p><u>令和新時代創造本部</u></p> <p><u>交流人口拡大本部</u></p> <p><u>危機管理局</u> 総務部</p> <p><u>地域づくり推進部</u> 福祉保健部 <u>子育て・人財局</u> 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p><u>(令和新時代創造本部の所掌事務)</u></p> <p>第3条 <u>令和新時代創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u></p> <p>(2) <u>地方創生に関する事項</u></p> <p>(3) <u>広報に関する事項</u></p> <p>(4) <u>男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p>(5) <u>統計に関する事項</u></p>

(5) 議会との調整に関する事項

(6) デジタル社会の推進に関する事項（総務部と
共管）

（輝く鳥取創造本部の所掌事務）

第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおり
とする。

(1) 人口減少対策に関する事項

(2) 中山間地域の振興に関する事項

(3) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する
事項

(4) 交通政策に関する事項

(5) 空港の整備及び管理に関する事項

(6) 観光の振興に関する事項

(7) 国内交流及び国際交流の推進に関する事項

（総務部の所掌事務）

第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 財産管理に関する事項

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 統計に関する事項

(8) 略

（交流人口拡大本部の所掌事務）

第4条 交流人口拡大本部の所掌事務は、次のとおり
とする。

(1) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する
事項

(2) 観光の振興に関する事項

(3) 国内交流及び国際交流の推進に関する事項

（危機管理局の所掌事務）

第5条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 防災及び危機管理に関する事項

(2) 原子力防災対策に関する事項

(3) 災害危機情報に関する事項

(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項

(5) 消防に関する事項

（総務部の所掌事務）

第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 行政運営の連絡調整に関する事項

(2) 議会との調整に関する事項

(3) 財政、税務及び財産管理に関する事項

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 人権及び同和対策に関する事項

(9) 略

(10) 略

(9) 略

(10) 略

(11) デジタル社会の推進に関する事項（政策戦略本部と共管）

(12) 略

(13) その他の部の所掌に属しない事項

(危機管理部の所掌事務)

第6条 危機管理部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 防災及び危機管理に関する事項

(2) 原子力防災対策に関する事項

(3) 災害危機情報に関する事項

(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項

(5) 消防に関する事項

(地域社会振興部の所掌事務)

第7条 地域社会振興部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 産業廃棄物処理施設（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。）の設置許可に関する事項（県土整備部と共管）

(6) 人権及び同和対策に関する事項

(7) 男女共同参画社会に関する事項

(8) 略

(9) 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 障害者福祉に関する事項（障害児福祉に関する事項を除く。）

(4)～(7) 略

(8) 感染症対策に関する事項

(子ども家庭部の所掌事務)

(11) 略

(12) 略

(13) 情報化の推進に関する事項

(14) 略

(15) 産業廃棄物処理施設（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。）の設置許可に関する事項（県土整備部と共管）

(16) その他の部局の所掌に属しない事項

(地域づくり推進部の所掌事務)

第7条 地域づくり推進部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 中山間地域の振興に関する事項

(7) 地域交通政策に関する事項

(8) 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 障害者福祉に関する事項

(4)～(7) 略

(子育て・人財局の所掌事務)

第9条 子ども家庭部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 障害児福祉に関する事項

(6) 略

(7) 略

(生活環境部の所掌事務)

第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項 (地域社会振興部及び県土整備部の所管に係るものを除く。)

(5)～(12) 略

(13) 都市計画に関する事項

(14) 住宅に関する事項

(15) 略

(県土整備部の所掌事務)

第13条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 港湾及び漁港の整備及び管理に関する事項

(6) 産業廃棄物処理施設 (公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。)の設置許可に関する事項 (地域社会振興部と共管)

(統轄監及び部長)

第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、統轄監及び部の長 (以下「部長」という。)を置く。

2 統轄監は、各部の総合調整を行う。

3 部長は、第1項の事務を処理するとともに、部の所掌事務をつかさどる。

4 部長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。

第9条 子育て・人財局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(生活環境部の所掌事務)

第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項 (総務部及び県土整備部の所管に係るものを除く。)

(5)～(12) 略

(13) 住宅に関する事項 (次号に掲げるものを除く。)

(14) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項

(15) 略

(県土整備部の所掌事務)

第13条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 都市計画に関する事項

(4) 略

(5) 略

(6) 港湾及び漁港の整備及び管理並びに空港の整備及び鳥取空港の管理に関する事項

(7) 産業廃棄物処理施設 (公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。)の設置許可に関する事項 (総務部と共管)

(統轄監及び部局長)

第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、統轄監及び部局の長 (以下「部局長」という。)を置く。

2 統轄監は、令和新時代創造本部を所掌するとともに、各部局の総合調整を行う。

3 部局長は、第1項の事務を処理するとともに、部局の所掌事務をつかさどる。

4 部局長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。

<p>(部以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、<u>会計管理部を部の外に置く。</u></p> <p>2 <u>会計管理部</u>に長を置き、会計管理者とする。</p> <p>3 会計管理者は、<u>会計管理部</u>の所掌事務をつかさどる。</p>	<p>(部局以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、<u>会計管理局を部局の外に置く。</u></p> <p>2 <u>会計管理局</u>に長を置き、会計管理者とする。</p> <p>3 会計管理者は、<u>会計管理局</u>の所掌事務をつかさどるとともに、<u>知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。</u></p> <p>4 <u>会計管理者は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、部局長と相互に協力してその任に当たるものとする。</u></p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。